

II 対応方針

基本方針

1. 事業活動全体を通じて人権を尊重します。

- a. 国際人権章典、国際労働機関 (ILO) の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重します。
- b. いかなる所で事業活動を行う場合も、全てのステークホルダーに対し、法令を遵守したうえで、国際的に認められた人権を尊重します。
- c. 当社グループの全役員・従業員及び、当社グループの事業活動及び、製品・サービスに直接関わるステークホルダーに人権擁護の実践を求めます。

基本方針 1 への対応方針

- 1-1. グループ各社は、その規模、事業内容に関わらず、顧客、取引先、地域市民、従業員など、ステークホルダーの人権に配慮して事業活動を行う。
- 1-2. 人権侵害を回避し、当社グループが関与した人権への悪影響に対処する。
- 1-3. 国際的に承認された人権尊重に相反する要請に直面した場合は、打開策を迫及する。
- 1-4. 顕在及び潜在の人権への悪影響への対策に優先順位をつけなければならない場合、最も深刻なもの、または救済不能をもたらす可能性のあるものから予防及び軽減・回避に努める。
- 1-5. 当社グループの全役員・従業員、取引先、当社グループの事業活動、製品・サービスに直接関与する者に対して人権擁護の実践を求めるとともに、役員・従業員に対しては、本方針実践のために必要な教育、啓発を行う。

基本方針

2. 人権デュー・ディリジェンスを行います。

- d. 人権への負の影響を特定し、予防し、軽減する一連の手続きを実施します。

基本方針2への対応方針

- 2-1. 人権への影響を特定し、予防し、軽減・回避し、対処方法を説明する一連の手続き（人権デュー・ディリジェンス）を定め、継続的に実施する。手続きには以下を含む。人権侵害を回避し、当社グループが関与した人権への悪影響に対処する。
- ① グループ各社の活動に起因または助長するおそれのある人権への悪影響の評価。
 - ② 取引関係による、企業活動、製品、サービスに直接関連し得る人権への悪影響の評価。
 - ③ グループ各社の規模、事業内容に応じて人権への悪影響の大きさの特定。
 - ④ 人権リスクの継続的な見直し。
- 2-2. 人権に関するリスクの測定には、企業活動や取引関係を通じて引き起こされる、顕在または潜在する人権への悪影響の特定と評価を含む。そのための手続きには以下を含む。
- ① 外部の人権専門家の知見を活用する。
 - ② 人権への悪影響を潜在的にうけるステークホルダーとの対話を行う。
- 2-3. 人権デュー・ディリジェンスの結果を関係する部門及び手続きに組み込み、適切に措置する。また、そのためのしくみを構築する。
- 2-4. 人権への悪影響が対処されているかを検証する。また、そのためのしくみを構築する。

基本方針

3. 事業活動に伴う人権への悪影響に対する救済を行います。

- e. 苦情に対する早期の対処と直接救済を可能にするためのしくみを構築します。
- f. 対話を通じて苦情を解決します。



基本方針3への対応方針

- 3-1. 人権への悪影響についてステークホルダーの申し立てを受け付け、救済するしくみを構築する。
- 3-2. 人権への著しい悪影響に対処する場合は情報を公開する。また、そのためのしくみを構築する。
- 3-3. 救済の制度設計や成果について、ステークホルダーとの対話に努める。